

# I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

令和2年分における岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県下の被相続人数（死亡者数）は156,145人（前年対比99.9%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は17,782人（同102.9%）で、その課税価格の総額は2兆2,981億円（同102.0%）、申告税額の総額は2,651億円（同103.9%）でした。

## ○ 相続税の申告事績

項目		年分等	(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 156,350	人 156,145	% 99.9
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 4,315 17,274	人 外 4,304 17,782	% 外 99.7 102.9
③	課税割合 (②/①)		% 11.0	% 11.4	ポイント 0.4
④	相続税の納税者である相続人数		人 38,974	人 39,985	% 102.6
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 2,287 22,529	億円 外 2,272 22,981	% 外 99.4 102.0
⑥	税額		億円 2,552	億円 2,651	% 103.9
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,300 13,042	万円 外 5,280 12,924	% 外 99.6 99.1
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,477	万円 1,491	% 100.9

(注)1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日（※）までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

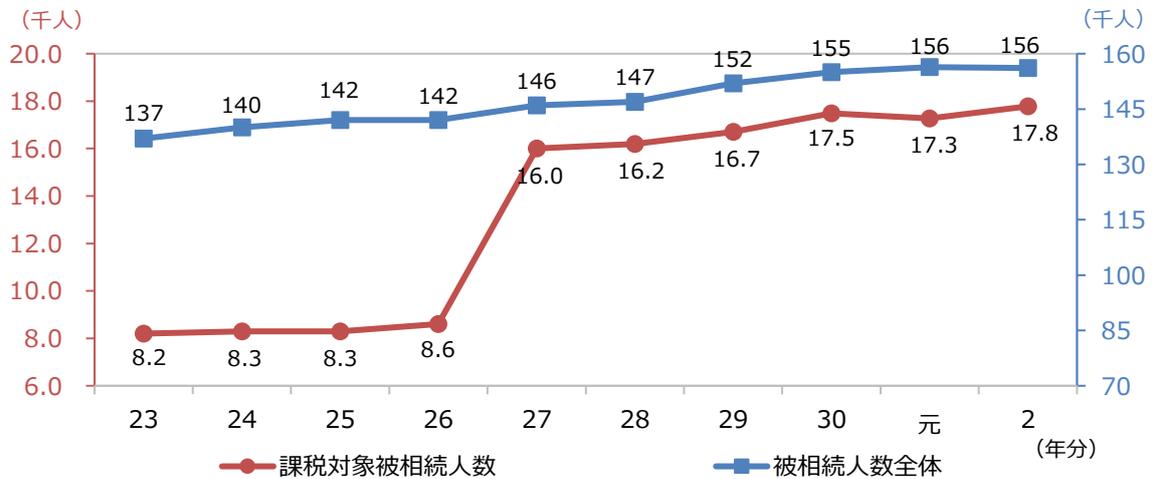
2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

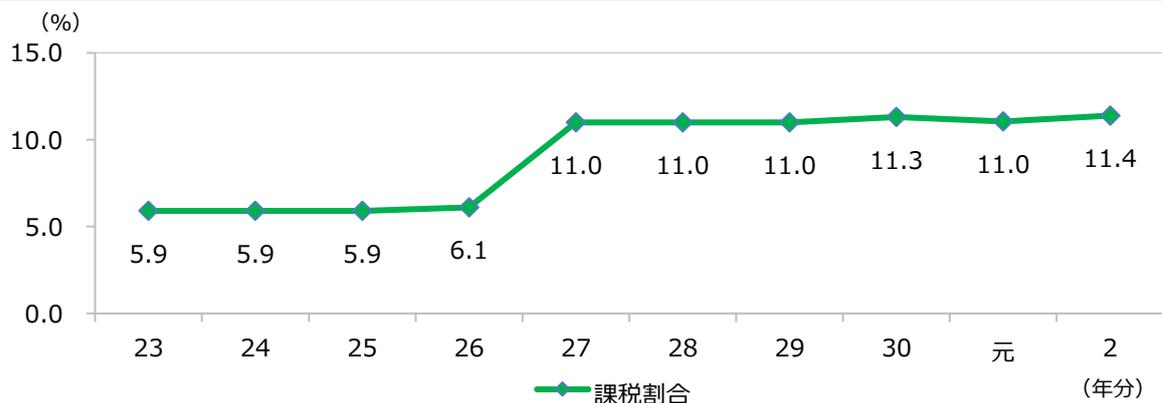
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## Ⅱ 参考計表

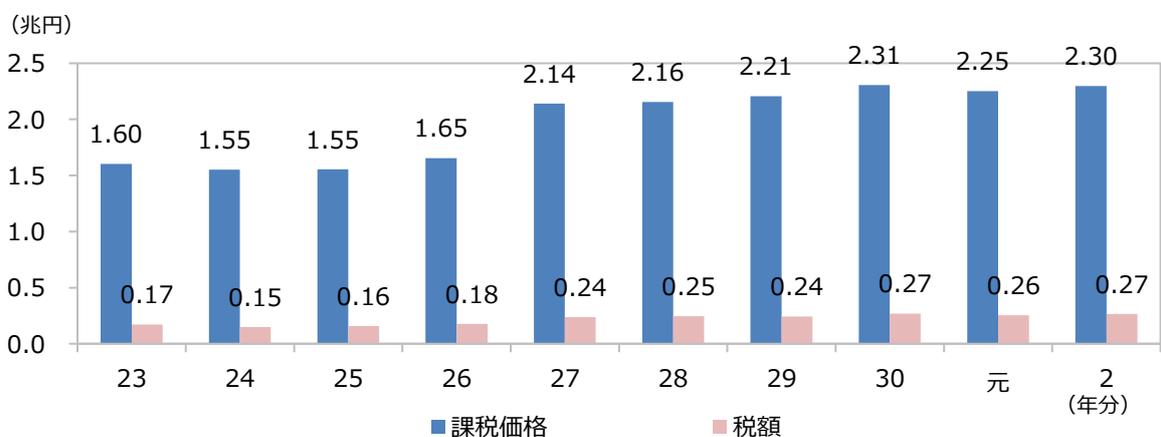
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

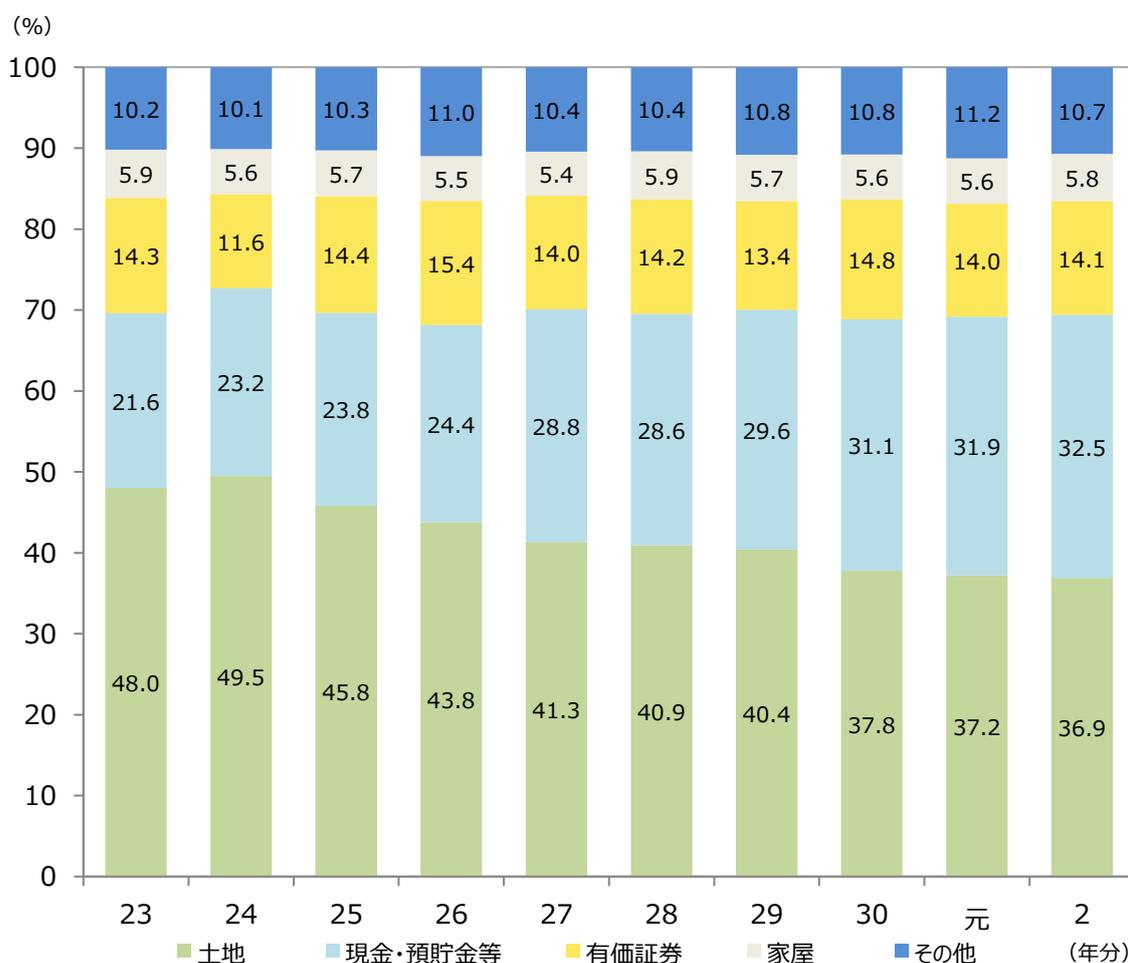
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

年分\項目	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成23年	8,363	1,034	2,482	3,756	1,776	17,411
24	8,299	931	1,950	3,892	1,697	16,769
25	7,671	952	2,408	3,985	1,720	16,736
26	7,790	980	2,732	4,335	1,955	17,792
27	9,472	1,245	3,219	6,591	2,392	22,919
28	9,521	1,375	3,301	6,647	2,414	23,258
29	9,470	1,336	3,149	6,940	2,537	23,433
30	9,263	1,367	3,621	7,609	2,639	24,499
令和元年	8,885	1,340	3,335	7,620	2,683	23,862
2	9,028	1,425	3,440	7,958	2,623	24,474

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

### Ⅲ 各県別の相続税の申告事績

#### ○ 別表（参考）相続税の申告事績【岐阜県】

項目		年分等		対前年比
		令和元年分	令和2年分	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 23,417	人 22,720	% 97.0
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 396 1,980	人 外 398 2,022	% 外 100.5 102.1
③	課税割合 (②/①)	% 8.5	% 8.9	ポイント 0.4
④	相続税の納税者である相続人数	人 4,310	人 4,384	% 101.7
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 236 2,251	億円 外 221 2,329	% 外 93.9 103.4
⑥	税額	億円 205	億円 222	% 108.6
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,954 11,369	万円 外 5,565 11,517	% 外 93.5 101.3
⑧		税額 (⑥/②) 万円 1,035	万円 1,100	% 106.3

(注)1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 別表（参考）相続税の申告事績【静岡県】

項目		年分等	(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人	42,190	42,191	100.0
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 1,012	4,045	4,193 外 1,034	103.7 外 102.2
③	課税割合 (②/①)	%	9.6	9.9	0.3 ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	人	9,404	9,626	102.4
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 535	4,848	5,152 外 560	106.3 外 104.7
⑥	税額	億円	472	562	119.2
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,282	11,984 外 5,411	102.5 外 102.4
⑧		税額 (⑥/②)	万円	1,166 1,341	115.0

(注)1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 別表（参考）相続税の申告事績【愛知県】

項目		年分等	(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	対前年比	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人	69,932	70,518	100.8%	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 2,594	9,731	10,087 外 2,593	103.7% 外 100.0	
③	課税割合 (②/①)	%	13.9	14.3	0.4ポイント	
④	相続税の納税者である相続人数	人	22,019	22,870	103.9%	
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 1,331	13,562	13,926 外 1,325	102.7% 外 99.6	
⑥	税額	億円	1,664	1,727	103.8%	
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,130	13,937	13,806 外 5,110	99.1% 外 99.6
⑧		税額 (⑥/②)	万円	1,710	1,712	100.1%

(注)1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## ○ 別表（参考）相続税の申告事績【三重県】

項目		年分等	(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 20,811	人 20,716	% 99.5
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 313 1,518	人 外 279 1,480	% 外 89.1 97.5
③	課税割合 (②/①)		% 7.3	% 7.1	ポイント ▲ 0.2
④	相続税の納税者である相続人数		人 3,241	人 3,105	% 95.8
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 186 1,868	億円 外 166 1,574	% 外 89.5 84.3
⑥	税額		億円 212	億円 139	% 65.6
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,942 12,308	万円 外 5,966 10,636	% 外 100.4 86.4
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,394	万円 938	% 67.3

(注)1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。